【規程番号　神女院Ｖ－023】

神戸女子大学大学院文学研究科修士論文の提出に関する内規

修士論文に関しては、「神戸女子大学大学院文学研究科規程」及び「神戸女子大学学位規程」によるほかは、この内規による。

1．論文の提出に関しては、指導教員の指導を受けるものとする。
2．論文の題名は、論文提出予定年度の６月30日までに指導教員の承認を受けたものを、教務課に届け出るものとする。
3．論文の提出期間は、１月11日から１月17日16時までとし、必要書類を添えて教務課へ提出する。締切日が休業日に当たる場合は、その翌日とする。
4．所定の単位を修得しながら、修士論文を提出しなかった者及び修士論文の審査において不合格となった者は、次の学期末に修了する機会が与えられる。その場合は、論文の題名提出を４月10日までとし､論文は７月11日から７月17日16時までに必要書類を添えて教務課へ提出するものとする。締切日が休業日に当たる場合は、その翌日とする。
5．論文審査に合格しながら、所定の単位を修得していない者は、その単位の修得を待って修了とする。
6．論文は未発表・既発表は問わない。
7．論文が受理された者は、指定の日時に口頭試験を受けるものとする。
8．提出論文は、図書館に保管し閲覧に供するものとする。但し、複写・貸出は認めない。
9．論文の執筆要領については、別途定める。
10．この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成４年３月16日から施行する。

附　則

この内規は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成12年７月13日から施行する。

附　則

この内規は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成17年７月28日から施行し、平成17年４月１日から適用する。

附　則

この内規は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。